

## 第1章 総則

### 第1条 (会員)

- 株式会社北陸銀行（以下「当行」という。）に普通預金口座（以下「預金口座」という。）を開設し、かつ本規約を承認の上、当行、株式会社北陸カード（以下「当社」といい、当社と当行を併せて「両社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社と JCB を併せて「二社」、当社と当行、JCB を併せて「三社」という。）に対して、三社所定の入会申込書等により JCB デビットカードの貸与を申し込まれた官公庁、法人、社団、財団もしくはその他の団体（以下総称して「法人等」という。）または個人で事業を営む方（以下「個人事業主」という。）で、三社が承認した法人等または個人事業主を法人会員といいます。また、個人事業主である法人会員を個人事業主会員といいます。
- カード（第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）の使用者として法人会員によって指定され、かつ本規約を承認のうえ JCB デビットカードの貸与を申し込まれた個人の方で、三社が入会を承認した方をカード使用者といいます。また、カード使用者のうち、法人等を代表する権限のある方を代表使用者といいます。
- 法人会員と代表使用者を併せて支払責任者といいます。
- 法人会員とカード使用者を併せて会員といいます。
- 個人事業主会員自身がカード使用者となったときは、当該個人事業主は、本規約に定められた法人会員としての責任およびカード使用者としての責任の双方を負うものとします。
- 法人会員は、カード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除く。以下本項において同じ。）に対し、法人会員に代わってカード（当該カードのカード番号を含む。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくデビットカード利用（JCB デビットカードを用いて、JCB デビットカード取引を行うこと、第4条の2第4項に定める WEB サービス等および第5条に定める付帯サービス等の利用を行うことをいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等をする行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第29条第6項所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、三社に対して主張することはできません。
- 会員と三社との契約は、三社が入会を承認したときに成立します。
- 会員は、法人会員の営業のためにのみ、事業費の決済を利用目的としてカードを利用することができます。ただし、会員が本項に違反してカードを利用した場合であっても、法人会員および代表使用者は、当該利用について当然に支払義務を負うものとします。
- 会員には、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カード（第2条第2項および第3項に定めるものをいう。）のサービス内容等が異なります。

### 第1条の2 (支払責任および連絡責任者)

- 法人会員および代表使用者は、会員によるカード（第2条第5項に定めるカード情報を含む。）の利用代金その他本規約において法人会員または支払責任者が負担するとされる一切の債務について連帯して当該債務を負担するものとし（民法第436条）、法人会員および代表使用者のいずれか一方に対する履行の請求は、請求を受けていない他の者に対しても、その効力を生じるものとします。
- 代表使用者は、法人等の代表権またはカード使用者の資格を喪失した場合であっても、当該代表使用者と

は別の個人が三社の承認を得て代表使用者とならない限り、前項の支払責任者としての一切の債務を継続して負担するものとします。

3. 第1条第6項に基づき本代理権を授与されたカード使用者のカード利用はすべて法人会員の代理人としての利用となり、当該カード利用に基づく一切の支払債務は法人会員に帰属し、カード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除く。）はこれを負担しないものとします。また、法人会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってカード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除く。）をして本規約を遵守させる義務を負うものとします。
4. 本規約において特に定める場合を除き、第1項に基づき法人会員および代表使用者が連帯して負担する債務については、民法の連帯債務に関する規定が適用されるものとします。

## 第2条（JCB デビットカード）

1. 「JCB デビットカード取引」（以下「デビット取引」という。）とは、法人会員が決済口座として預金口座を設定することで、第3章の定めに従い、会員が加盟店（第19条に定める JCB カードの取扱加盟店をい、J-Debit の加盟店ではありません。）において商品・権利を購入すること、もしくは役務の提供を受けること、または国外の CD・ATM で現地通貨等の引き出しを行うことに伴い法人会員に発生する債務を、JCB カード取引システム（J-Debit の決済システムではありません。）を用いて、預金口座から引き落とす方法により決済する取引をいいます。
  2. 「JCB デビットカード」（以下「カード」という。）とは、デビットカード利用を行う機能を有するカードをいいます。カードには、IC チップが組み込まれた IC カード（以下「IC カード」という。）を含みます。なお、デビットカード利用に関しては本規約が適用されます。
  3. 当社は、会員本人に対し、当社が発行するカードを貸与します。
  4. カード使用者は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄（サインパネル）がある場合には、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
  5. カードの券面またはカード使用者本人のみが閲覧できる画面等には、以下の情報の全部または一部が表示されています。
    - (1) カード使用者の氏名
    - (2) カード番号およびカードの有効期限（以下併せて「カード番号等」という。）
    - (3) セキュリティコード（カード裏面に印字される場合には、署名欄（サインパネル）に印字される 7 衢の数値のうち下 3 衢または「SECURITY CODE」との表記で印字される 3 衢の数値をいう。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。）
- 非対面取引等においては、カードを提示することなくカード情報の全部または一部によりデビットカード利用をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。
6. カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードおよびカード情報は、カード使用者本人以外は使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託しもしくは使用させることを一切してはなりません。

## 第3条（カードの再発行）

1. 当社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望した場合、両社が適当と認めた場合に限りカードを再発行します。この場合、支払責任者は、当社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は両社が別途公表または通知します。なお、当社は、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。
2. 当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとします。
3. 会員がカードの再発行を申請する場合、従来利用していたカードは当社の指示に従って直ちに返還するか、会員が責任をもって切り込みを入れて破棄するものとし、これを怠ったことにより会員に損害等が生じたとしても、これについて、両社は何らの責任も負わないものとします。

#### 第4条（カード機能）

1. 会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによってデビット取引（第3章に定めるデビットショッピング利用および海外現地通貨引き出しサービスの利用）ができます。
2. デビットショッピング利用は、第19条に基づき会員が加盟店から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員が当社に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当社は、会員に対して、会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。
3. 海外現地通貨引き出しサービスは、第25条に基づき会員がJCBと提携する国外金融機関等のCD・ATMで現地通貨等の引き出しを行うことができる機能です。

#### 第4条の2（WEBサービス等）

1. 三社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、三社所定のWEBサービスである「MyJCB」および三社所定のオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他三社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。）である「J/Secure (TM)」（以下、併せて「MyJCB等」という。）を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB等に利用登録されるものとします。
2. MyJCB等の利用に関しては、三社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure(TM)利用者規定」が適用されるものとします。
3. カード使用者が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。）、カード使用者はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。
4. 会員は、三社が認める場合、三社が別に定めるところに従い、MyJCB等以外のWEBサービス（「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB等とその他のWEBサービスとを併せて「WEBサービス等」という。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。なお、法人会員とカード使用者ではWEBサービス等のうち利用できる機能が異なります。
5. カード使用者は、Eメールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、三社所定の方法により、それらを届け出るものとし、三社、JCB、当行または当社から送信されるEメールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。なお、ショートメッセージは、両社が別途定める日より送信されるものとし、それまではEメールによる送信のみとなります。

ます。

6. カード使用者は、三社に届け出た E メールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに三社所定の届出を行うものとします。

7. カード使用者が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、三社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、三社は一切責任を負わないものとします。

## 第5条（付帯サービス等）

1. 会員は、第3章に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、三社、三社のいずれか、または三社のいずれかが提携する第三者（以下「サービス提供会社」という。）が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という。）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。
2. 付帯サービスはカードの種類によって異なります。会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または三社が会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。
3. 会員は、付帯サービスを利用するため、カード使用者がカード（第2条に定めるカードをいい、当該カードの種類やカード番号等を確認できないモバイル端末等は含まない。以下、本項において同じ。）をサービス提供会社にまたは加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるデビットショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当社、当行、JCB、またはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。
4. 当社、当行、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、当行、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

## 第6条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は、カードの券面またはカード使用者本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月の末日までとします。（なお、各年における当該有効期限の月と同じ月のことを、以下「有効期限月」という。）
2. 当社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、当社が引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。
3. 有効期限内におけるデビット取引の決済については、有効期限経過後においても本規約を適用するものとします。

## 第7条（暗証番号）

1. カード使用者は、カードの暗証番号（4桁の数字）を当社に登録するものとします。ただし、カード使用者からの申し出のない場合、または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録し通知します。
2. カード使用者は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避けるものとします。推測されやすい番号等を使用したことにより生じた損害に対し、三社は一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の

注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その使用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が使用したものと推定し、その利用代金はすべて支払責任者の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。

3. カード使用者は、当社所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。この場合、第3条の規定に基づくカードの再発行手続きが必要となります。但し、二社が特に認めた場合はこの限りではありません。

## 第8条（年会費・手数料）

1. 支払責任者は、有効期限月の3ヵ月後の当社が指定する日（ただし入会後最初の年会費については、有効期限月の翌月の当社が指定する日）に、当社に対し、当社が通知または公表する年会費を毎年支払うものとします。なお、当社、当行もしくはJCBの責に帰すべき事由によらない退会の場合、または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。
2. 当社は、預金口座から年会費相当額を引き落とす方法により、支払責任者から年会費の支払いを受けます。ただし、預金口座の残高が不足する場合、支払責任者は、当社所定の方法により年会費を支払うものとします。
3. カードの種類によって年会費の支払日が異なる場合があります。この場合、当社が通知または公表します。
4. 支払責任者は、第3条第1項に規定する場合のほか、会員がデビットカードを利用する場合、またはデビット取引に付随して当社が提供する各種サービスを利用する場合、当該サービスの内容によっては、当社が通知または公表する手数料を支払わなければならないものとします。手数料の支払方法については第2項が準用されます。

## 第9条（届出事項の変更）

1. 会員が三社に届け出た法人会員に係る法人名、法人代表者、代表使用者、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号および預金口座、Eメールアドレス、個人事業主会員に係る国籍、在留情報（個人事業主会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。）等、ならびにカード使用者に係る氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、三社所定の方法により遅滞なく三社に届け出なければなりません。また、三社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。
2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、三社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した第14条に定める会員情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、三社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員は、三社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。
3. 第1項の届け出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

## 第10条（会員区分の変更）

- 法人会員が申し出、三社が承認した場合、会員区分は変更になります。カード使用者が当社に対し暗証番号の変更を申し出ない限り、会員区分の変更に伴い暗証番号は変更となりません。なお、カード使用者が当社に対し暗証番号の変更を申し出た場合であっても、当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、暗証番号は変更となりません。
- 法人会員が新たに別の会員区分を指定して三社または三社以外の JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社に入会を申し込んだ場合は、三社に対する会員区分の変更の申し出があったものとして取り扱われることがあります。この場合暗証番号については第 7 条第 1 項を準用するものとします。

## 第 11 条（取引時確認等）

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。）が両社所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき必要と両社が判断した場合は、両社は入会を断ること、カード利用を制限することおよび会員資格を喪失させことがあります。
- 三社は、会員が入会した後、会員が三社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、三社の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。

## 第 12 条（反社会的勢力の排除）

- 法人会員、法人会員として入会を申し込まれた法人等および個人事業主（以下総称して「法人会員等」という。）ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方（以下併せて「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」を併せて「会員等」という。）は、会員等、法人会員等の役員・顧問・従業員または法人会員等を実質的に支配しもしくは法人会員等の経営に影響力を行使できる者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の 9 者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて三社の信用を毀損し、または三社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
- 両社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申し込みを謝絶し、本規約に基づくカード利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カード利用を一時停止した場合には、会員等は、両社が利用再開を認めるまでの間、デビットカード利用を行うことができないものとします。また、両社は、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第 29 条第 4 項(6) (7) の規定に基づき会員資格を喪失させます。
- 前項の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について三社に請求をしないものとします。
- 第 1 項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
  - 暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者
  - 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不适当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乘じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用するこ<sup>ト</sup>によって自ら利益拡大を図る者

## 第 12 条の 2 (マネー・ローンダリング等の禁止)

会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力（テロリストを含む。）に対して資金供与等をすること、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という。）を遂行する目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。

## 第 13 条（業務委託）

会員は、当社が代金決済事務その他の事務等を当行、または JCB に業務委託することを予め承認するものとします。

## 第 2 章 会員情報の取扱い

### 第 14 条（会員情報の収集、保有、利用、預託）

1. 会員等は、三社が会員等の会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

- (1) 本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む当社、当行もしくは JCB または三社との取引に関する判断および入会後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩の会員情報を収集、利用すること。
  - ① 法人名、法人代表者、カードの利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号、E メールアドレス等、法人会員等が入会申込時および第 9 条等に基づき入会後に届け出た事項。
  - ② 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、E メールアドレス等、カード使用者等が入会申込時および第 9 条等に基づき入会後に届け出た事項。
  - ③ 入会申込日、入会承認日、有効期限、会員等と三社との契約内容に関する事項。
  - ④ 会員のカードの利用内容、支払責任者の支払状況、会員からのお問い合わせ内容およびカードの利用可否判断や立替払代金回収その他入会後の管理において三社が知り得た事項。
  - ⑤ 法人会員等が入会申込時および入会後に届け出た年商・損益等、当社、当行または JCB が収集したデビットカード利用・支払履歴。
  - ⑥ 犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当社および当行に提出した本人確認書類等の記載事項。
  - ⑦ 当社、当行または JCB が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③④のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。

- ⑧ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
  - ⑨ インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、E メールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」という。）。
  - ⑩ インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OS の種類・言語、IP アドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）。
- (2) 以下の目的のために、前号①②③④⑤の会員情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当社、当行または JCB に中止を申し出た場合、三社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。
- ① カードの機能、付帯サービス等の提供。
  - ② 当行の預金事業、貸付事業、当社ならびに JCB のクレジットカード事業、およびその他の当社、当行もしくは JCB または三社の事業（当社、当行または JCB の定款記載の事業をいう。以下「三社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査および会員等の家族または親族との取引上の判断を含む。）。
  - ③ 三社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
  - ④ 三社事業における宣伝物の送付または電話・E メールその他の通信手段等の方法による、当社、当行、JCB または加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。
  - ⑤ 刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。
- (3) 本契約に基づく当社、当行または JCB の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩の会員情報を当該業務委託先に預託すること。
- (4) 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑨⑩の会員情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、両社は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。三社は当該業務のために、本項(1)⑨⑩の会員情報を不正検知サービスを運営する事業者に提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該会員情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する三社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCB のホームページ内の J/Secure(TM) サービスに関する案内にて確認できます。
2. 会員等は、当社、当行、JCB および JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第 1 項(1)①②③④⑤の会員情報を共同利用することに同意します。（JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社は次のホームページにて確認できます。 <https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>） なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理につ

いて責任を有する者は JCB となります。

3. 会員等は、当社、当行または JCB が会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第 1 項(1)①②③④の会員情報を共同利用することに同意します（共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>）。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者は JCB となります。

## 第 15 条（会員情報の開示、訂正、削除）

1. 会員等は、当社、当行、JCB および JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社、および共同利用会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
  - (1) 当社に対する開示請求：本規約末尾に記載の当社相談窓口へ
  - (2) 当行に対する開示請求：本規約末尾に記載の当行相談窓口へ
  - (3) JCB または JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載の JCB 相談窓口へ
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、三社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

## 第 16 条（会員情報の取り扱いに関する不同意）

三社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第 14 条第 1 項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当社、当行、JCB または加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません（本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。）。

## 第 17 条（契約不成立時および退会後の会員情報の利用）

1. 三社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第 14 条に定める目的（ただし、第 14 条第 1 項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、当行、JCB または加盟店等の営業案内等を除く。）に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 第 29 条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第 14 条に定める目的（ただし、第 14 条第 1 項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、当行、JCB または加盟店等の営業案内等を除く。）および開示請求等に必要な範囲で、法令等または三社が定める所定の期間会員情報を保有し、利用します。

## 第 3 章 デビットショッピング、海外現地通貨引き出しサービス、お支払い方法その他

### 第 18 条（デビット取引の利用限度額）

1. 会員は、個々のデビット取引にあたっての保留額（第 21 条第 3 項に定める金額をいう。以下同じ。）が(1)と(2)のいずれか低い金額を超えない限度において、かつ一定期間の保留額の合計金額が(3)と(4)のうちい

ずれか低い金額を超えない限度においてデビット取引を行うことができます。なお、会員が行ったデビット取引の中に第 21 条第 7 項もしくは第 23 条第 1 項に該当する取引があった場合、または第 21 条第 6 項に定める売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額が保留額を上回るデビット取引があった場合等は、以下の各号の限度を超えて、デビット取引が成立する場合があることを、会員は了承するものとします。

- (1) 預金口座の預金残高
  - (2) 一回当たりの利用限度額（当社が当該限度額を定め、または当社が定めた金額の範囲内において支払責任者が当該限度額を指定し、当社が承認した場合に限る。）
  - (3) 一日当たりの利用限度額（当社が定めた金額、または当社が定めた金額の範囲内において支払責任者が指定し、当社が承認した金額をいう。）
  - (4) 一ヶ月当たりの利用限度額（当社が当該限度額を定め、または当社が定めた金額の範囲内において支払責任者が当該限度額を指定し、当社が承認した場合に限る。）
2. 前項(3)(4)に定める「一ヶ月」とは、毎月 16 日から翌月 15 日までの 1 ヶ月間をいい、「一日」とは午前 0 時から起算した 24 時間をいいます。いずれも日本時間によります。
  3. 当社は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国または地域において、また、同施行令において厳格な取引時確認の対象とされている外国 PEPs（外国の元首その他、外国の重要な公的地位にある者およびその家族等として、同施行令において定められている者をいう。以下同じ。）に対して、カードの利用を制限することができるものとします。

## 第 19 条（デビットショッピングの利用）

1. 会員は、JCB、JCB の提携会社および JCB の関係会社の認める国内および国外の JCB カードの取扱加盟店（以下「加盟店」という。）において、本条第 2 項から第 5 項に定める方法または三社が特に認める方法により、本条その他三社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます（以下「デビットショッピング利用」という。）。カード使用者が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、第 21 条第 3 項に基づき、会員が当行に対して預金口座からの引落しおよび当社への支払指示を行い、かつ会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当行は、法人会員の預金口座から引き落としを行った上で、当社に対して支払い、当社は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。
2. 会員は、カード使用者が加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB 所定の方法により、カードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりデビットショッピング利用を行うことができます。なお、JCB が認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、デビットショッピング利用ができることがあります。但し、JCB カードの取扱加盟店（次項から第 5 項の加盟店を含む。）のうち、二社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができません。
3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他二社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法によ

り、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他二社が別に定める方法により、デビットショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者はカードの提示および暗証番号の入力を省略することができます。

4. 二社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、デビットショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、暗証番号の入力または、売上票への署名等（以下「暗証番号入力等」という。）を行い、残額（暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、暗証番号入力等を省略することができます。
5. 通信料金等二社所定の継続的役務については、会員がカード番号等を事前に加盟店（以下「登録型加盟店」という。）に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社または JCB が会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。また、会員に退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、支払責任者は第 29 条第 1 項なお書きおよび第 29 条第 4 項に従い、支払義務を負うものとします。また、法人会員の預金口座の残高不足等により第 21 条第 2 項に基づくデビット取引が連続して成立しなかった場合、当社または JCB は、会員に対して通知することなく、登録型加盟店に対し、会員が登録したカード番号等の登録解除を求め、当該求めに応じて登録型加盟店がカード番号等の登録を解除する場合があることを会員は予め承認するものとします。
6. 会員のデビットショッピング利用に際しては、加盟店が当該利用につき当社に対して照会を行うことにより当社の承認を得る必要があります。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。
7. デビットショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。
  - (1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じてカード使用者本人の利用であることを確認する場合があります。
  - (2) 当社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社において法人会員の所在地・電話番号およびカード使用者のカード番号・氏名その他当該デビットショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が当社に届け出ている会員情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。
  - (3) カードの第三者による不正利用の可能性があると当社が判断した場合、会員への事前通知なしにカード利用を保留または断る場合があります。
  - (4) デビットショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他二社が別に定める本人認証手続きを求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他二社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、カード使用者によるカード利用を一定期間制限することができます。
8. カード使用者がカードを使用して商品・権利を購入しましたは役務の提供等を受けた場合、カード使用者は

法人会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は支払責任者が負担するものとします。

9. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードを利用すること（以下「現金化」という。）はできません。なお、現金化には以下の方針等がありますが、現金を取得することを目的とするデビットショッピング利用である限り、方針のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。
  - (1) 商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式
  - (2) 商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式
  - (3) 現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式
10. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第 18 条に定める金額の範囲内であったとしても、会員のデビットショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。
11. 会員は、当行または当社が別途公表する日または時間帯は、デビットショッピングを利用することができません。なお、当行または当社が別途公表する日または時間帯は、日本時間となります。

## 第 20 条（立替払いの委託）

1. 会員は、前条第 1 項および次条第 3 項の定めのとおり、カード使用者が加盟店においてカードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。
  - (1) 当社が加盟店に対して立替払いすること。
  - (2) JCB が加盟店に対して立替払いしたうえで、当社が JCB に対して立替払いすること。
  - (3) JCB の提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当社が当該 JCB の提携会社に対して立替払いすること。
  - (4) JCB の関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCB が当該 JCB の関係会社に対して立替払いし、さらに当社が JCB に対して立替払いすること。
2. 商品の所有権は、当社が加盟店、JCB または JCB の提携会社に対して支払いをしたときに当社に移転し、デビットショッピング利用代金の全額につき当社が当行から支払いを受けるまで当社に留保されることを、会員は承認するものとします。
3. 支払責任者は、会員がデビットショッピング利用を行った場合、第 1 項における当社、JCB、JCB の提携会社、JCB の関係会社または加盟店の各間の支払いの有無にかかわらず、当該デビットショッピング利用金額を第 21 条または第 23 条に定めるとおり当社に支払うものとします。

## 第 21 条（JCB デビットカード取引の決済方法）

1. 会員が、第 19 条第 2 項から第 4 項に基づき、加盟店においてカードを提示し、または加盟店にカード情

報を送信するなどして、加盟店と商品・権利の売買取引または役務の提供取引（以下「売買取引等」といいます。）を行った場合、加盟店等が会員のカード情報・デビット取引金額等を両社にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、両社と加盟店等を結ぶ端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または所定の方法で取引承認の通知がなされたことを停止条件としてデビット取引が成立するものとします。

2. 会員が、第 19 条第 5 項に基づき、カード情報を事前に登録型加盟店に登録する方法により、通信サービス料金、その他継続的に発生する各種利用代金のデビット取引を行おうとする場合、登録型加盟店が、会員に対する請求金額が確定する都度、会員のカード情報・デビット取引金額等を両社にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、両社と登録型加盟店等を結ぶ端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または当該売上確定情報が両社に到着したことを停止条件として、デビット取引が成立するものとします。この場合、会員と登録型加盟店との間の契約に基づく、会員の登録型加盟店に対する債務の支払期限が到来する前に次項に定める保留手続きがなされる場合があることを、会員はあらかじめ承諾するものとします。
3. 第 1 項または第 2 項の定めに従い、デビット取引が成立した場合、当該時点をもって、会員から当行に対して売買取引等債務相当額の預金引落しの指示および当社への支払いの指示ならびに、当社に対して当該引落預金による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなし、加盟店等から両社に送信されるデビット取引の利用情報（以下「利用情報」といいます。）に基づき、当行は利用情報に記載された金額を、遅滞なく預金口座から引き落とし、当社に支払うものとします。（以下この手続きを「保留手続き」、保留手続きにより引き落とされた金額を「保留額」といいます。）
4. 前項に定める保留手続きについては、当行所定の「普通預金規定」に定める本人確認手続きおよび預金払戻手続、並びに「キャッシュカード規定」に定めるキャッシュカード用の暗証番号の入力は不要とします。
5. 第 3 項に定める保留手続きについて、加盟店等との通信事情等により利用情報の到達が遅れた場合、両社は、当該利用情報が当社に到達した後に保留手続きを行うものとします。
6. 第 3 項に定める保留手続きがなされた後、加盟店等からデビット取引に伴う売上確定情報（以下「売上確定情報」といいます。）が両社に到達したときは、当社は、保留額をもって、当該売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を、第 20 条に規定する方法により立替払いします。到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて保留手続きを行った際の保留額を下回っていた場合、その差額相当額は預金口座に返金するものとします。この場合、返金額に利息は付与しません。また、到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて保留手続きを行った際の保留額を上回っていた場合の処理は第 23 条第 2 項の定めによるものとします。
7. 加盟店等との通信事情等により利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達した場合、当行は当該売上確定情報が到達した後に売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を預金口座から引き落とし当社に支払い、当社は第 20 条に規定する方法により立替払いします。但し、法人会員の預金口座の残高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合の処理は、第 23 条第 3 項によるものとします。
8. 当行が保留手続きにより保留額を引き落とし当社に支払った後に、または当社が前項、第 23 条第 1 項もしくは同条第 2 項に基づき支払責任者から売買取引等債務相当額の全部もしくは一部の支払いを受けた後に、会員が返品・解約等によりデビット取引をキャンセルした場合、加盟店がデビット取引を取り消す処理を当社所定の方法により行った場合に限り、当社は後日、所定の手続きにより保留額または会員から支

払いを受けた金額（以下、併せて「受領済金額」といいます。）を法人会員の預金口座に返金します。この場合において、加盟店からデビット取引のキャンセル（以下「キャンセル取引」といいます。）にかかる利用情報（以下「マイナス利用情報」といいます。）が当社所定の方法により当社に送信された場合、当社はマイナス利用情報を受信した時点で、マイナス利用情報に基づき受領済金額を暫定的に返金する場合があります（マイナス利用情報に基づき返金した金額を「暫定返金額」といいます。）。但し、支払責任者と当社との間のキャンセル取引にかかる最終的な精算は、加盟店から当社所定の方法により当社に送信されたキャンセル取引にかかる売上確定情報（以下「マイナス売上確定情報」といいます。）に基づき行われるものとし、暫定返金額とマイナス売上確定情報の金額との間に差額がある場合には、当社所定の方法で当該差額の精算が行われるものとします。なお、加盟店がマイナス利用情報を送信してから当社所定の期間内にマイナス売上確定情報を送信しなかった場合（当社に送信されたマイナス売上確定情報が当該キャンセル取引にかかる情報であると当社が確認できなかった場合を含みます。）には、キャンセル取引はなかったものとみなされ、当行は、暫定返金額の全額を預金口座から再度引き落とします。

9. 保留手続き完了後、当社が第 20 条に規定する方法による立替払いを行うまでの間、当社が特に必要と認めた場合、会員の申出に基づき、または当社の判断で、保留額を法人会員の預金口座に返金する場合があります。
10. 保留手続き完了後、加盟店等から売上確定情報が到達しない場合、当社は一定期間経過後、保留額を法人会員の預金口座に返金します。ただし、その後加盟店等から売上確定情報が到達した場合は、第 7 項が準用されます。

## 第 22 条（海外利用代金の決済レート等）

1. 会員が国外でカードを利用した場合等の支払責任者の外貨建債務については、売上確定情報に基づき JCB の関係会社が加盟店等に第 20 条にかかる代金等の支払処理を行った時点（会員がカードを利用した日とは原則として異なります。）の当社が定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨により、支払責任者は当社に対する債務を負担するものとします。
2. 両社は、利用情報が JCB に到着した時点における当社が定める換算レートに従って換算された金額をもって保留手続きを行い、その後、売上確定情報を前項に従って円換算された売買取引等債務相当額をもって、第 21 条第 6 項の規定に基づく処理を行います。
3. 会員が国外でカードを利用した場合において、JCB の関係会社が加盟店等に第 20 条にかかる代金等を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用にかかる契約が解除された場合等、当社が支払責任者へ返金を行う場合は、原則として、JCB の関係会社が加盟店等との間で第 20 条にかかる手続きの解除を行った時点（会員が加盟店との間で当該解除等にかかる手続きを行った日とは異なることがあります。）の当社が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。
4. 会員が国外で付加価値税（VAT）返金制度を利用した場合において、当社が支払責任者へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCB の関係会社が付加価値税（VAT）返金制度取扱免税会社との間で当該返金にかかる手続きを行った時点（会員が付加価値税（VAT）返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なります。）の当社が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、カード使用者が第 6 項に基づき円貨建のデビットショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当社が本項に基づき支払責任者へ返金を行う金額は、外貨建ての返金額を本項および次項に基づき円換算した金額となり、加盟店が会員に対して円貨建のデビットショッピング利用代金額を提示する際

に適用した換算レートは適用されません。

5. 第 1 項から第 4 項の換算レートは、原則として、JCB 指定金融機関等が指定した基準レート（JCB が別途公表します。）に当社が指定した料率（当社が別途公表します。）を加算したものとします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算された上、当社が定める換算レートおよび換算方法により円換算することができます。
6. 会員が国外でカードを利用した場合であっても、カード使用者が加盟店において、外貨建のデビットショッピング利用代金額のほかに、または外貨建のデビットショッピング利用代金額に代えて、円貨建のデビットショッピング利用代金額の提示を受けて、カード使用者が円貨建のデビットショッピング利用代金額を選択した場合には、カード使用者が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がデビットショッピング利用代金額となります。この場合、第 1 項から第 3 項および第 5 項の適用はありません。なお、加盟店がカード使用者に対して円貨建のデビットショッピング利用代金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、当社が定める換算レートとは異なります。（但し、第 4 項に基づく返金時のみ、第 5 項は適用されます。）

### 第 23 条（預金口座の残高不足等によるデビット取引の決済不能等）

1. JCB カード取引システムおよび当行システムの休止時間中に到達した利用情報の売買取引等債務額が、JCB カード取引システムおよび当行システム稼働後に保留手続きを行う際の預金口座の残高を上回っていた場合、両社は、当該利用情報に基づく保留手続きを行わず、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額の全額を第 20 条に規定する方法により立替払いするとともに、この旨を法人会員に連絡し、支払責任者に対し、売買取引等債務相当額全額の弁済を請求するものとし、支払責任者は当該支払代金の全額を速やかに弁済しなければならないものとします。
2. 加盟店等の売上処理手続き等の理由から、到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づく保留額を上回っていた場合、両社は、保留手続きにより預金口座から引き落とした保留額とは別に、当該売買取引等債務相当額と当該保留額との差額（以下「追加引落額」という。）を預金口座から引き落とし、売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の全額（保留額と追加引落額の合計金額）を加盟店等に支払います。この際に、預金口座の残高が、追加引落額を下回っていた場合、当社は、この旨を法人会員に連絡し、支払責任者に対し、追加引落額の全額の弁済を請求するものとし、支払責任者は追加引落額の全額を速やかに弁済しなければならないものとします。
3. 第 21 条第 7 項に定める場合において、預金口座の残高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合、当社は、この旨を法人会員に連絡し、支払責任者に対し、売買取引等債務相当額の全額の弁済を請求するものとし、支払責任者は当該支払代金の全額を速やかに弁済しなければならないものとします。
4. 前各項の定めるところにより、支払責任者の当社に対する立替金債務が発生した場合、その他デビットカード利用により支払責任者の当社に対する債務が発生した場合、支払責任者からの弁済金の充当順位は、当社が任意に決定することができるものとします。

### 第 24 条（会員と加盟店との間の紛議等）

1. 当社は、カードの機能として、会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を会員に対して提供しているものです。会員は、加盟店において商品・権利を購

入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとします。

- 会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議、その他加盟店との間で生じた紛議について、当該加盟店との間で自ら解決するものとし、支払責任者の両社に対する債務の支払拒否の理由にはならないものとします。
- 当社が会員と加盟店との紛議に関して必要な調査を実施する場合、会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、会員はこれに協力するものとします。

## 第 25 条 (海外現地通貨引き出しサービスの利用)

- 会員は、JCB と提携する国外金融機関等の CD・ATM で預金口座より現地通貨等の引き出しを行うことができます。その場合、支払責任者は当社に対し、当社所定の金融機関利用料を支払うものとします。なお、CD・ATM の機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATM の設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。
- 前項の場合、当社は、カード使用者が CD・ATM から引き出した現地通貨を円換算した金額に金融機関利用料を加算し、預金口座から引き落とします。また、この場合、第 22 条の規定が準用されます。
- 会員は、両社が別途公表する日または時間帯は、海外現地通貨引き出しサービスを利用することができません。なお、両社が別途公表する日または時間帯は、日本時間となります。
- 海外現地通貨引き出しサービスの利用のために、カードを利用して CD・ATM が操作された際等、カードまたはカード情報の第三者による不正利用を防止する目的のために、両社は以下の対応をとることができます。
  - 両社は、事前または事後に、電話等の方法によりカード使用者本人の利用であることを確認する場合があります。
  - カードの第三者による不正利用の可能性があると両社が判断した場合、会員への事前通知なしにカードの利用を保留または断る場合があります。

## 第 26 条 (明細)

- 会員は、別途、二社の定める「MyJCB 利用者規定」、同規定に付帯する「JCB デビット会員向け特則」、「MyJ チェック利用者規定」および「MyJ チェック利用者規定」にかかる特則に基づき、WEB サイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。会員は、WEB サイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、二社が会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。
- 当社は、デビット取引が行われた際に、会員に対して「MyJCB 利用者規定」に付随する「JCB デビット会員向け特則」第 3 条（デビットショッピング利用時等の通知）に基づき E メールで通知を行います。当社が法人会員に対して当該 E メールを送信したときは、法人会員は速やかに通知の内容が、会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、WEB サイト上で利用履歴を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当社に対して届け出るものとします。
- 法人会員は、前項に定める通知を受信できるように、二社に届け出た E メールアドレスを常に最新かつ受信可能な状態にしなければなりません。

## 第 27 条 (遅延損害金)

1. 支払責任者が、会員のデビットカード利用に基づき、当社が指定する期日までに当社に対して支払うべき債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対しその翌日から完済に至るまで、年 14.6% の利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。
2. 本規約に基づく利率の計算方法については、別途定める場合を除き、1 年を 365 日（うるう年は 366 日）とする日割方式とします。

## 第 28 条 (債権譲渡)

当社は、当社が必要と認めた場合、当社が支払責任者に対して有するデビットカード利用に係る債権を第三者に譲渡すること、または担保に入れることができます。

## 第 28 条の 2 (取引の制限等)

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（デビットショッピング利用、海外現地通貨引き出しサービスの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、支払責任者のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。

- (1) 支払責任者が第 23 条に定める支払責任者の当社に対する債務が当社の指定する日に支払われなかった場合、  
その他支払責任者の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合
- (2) 前号のほか、会員のカードの利用状況および支払責任者の信用状況等により会員のカード利用が適当でないと当社が判断した場合
- (3) 会員が第 12 条の 2 に違反しているか、または違反しているおそれがあると当社が判断した場合
- (4) 会員が第 9 条第 1 項第 2 文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第 11 条第 2 項に基づく三社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合
- (5) 個人事業主会員が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。）の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日が経過した場合
- (6) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合

## 第 29 条 (退会および会員資格の喪失等)

1. 会員は、三社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、二社の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、支払責任者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。
2. 当社が第 2 条、第 3 条または第 6 条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、二社は会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。
3. 法人会員が退会する場合、当然にカード使用者も退会となります。

4. 会員 ((5) または (9) のときは、それに該当するカード使用者 (個人事業主会員を含む。) をいい、カード使用者が (1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15) のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含む。) は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(12)、(13)、(15)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後には正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(14)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、支払責任者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、支払責任者は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。なお、(9)に該当するカード使用者が個人事業主会員の場合で、当該個人事業主会員の事業を引き継ぐ旨の申告をした者 (以下「事業承継者」という。) から、本契約上の地位の承継を希望する旨の申し出があり、当社がこれを認めた場合、事業承継者は法人会員として、本契約上の地位を承継し、この場合、会員資格は喪失しないものとします。この場合、事業承継者は、第 2 条に定める支払責任者としての義務 (契約上の地位を承継する前に本契約に基づき発生した義務を含む。) を負うものとします。

- (1) 会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (2) 支払責任者が第 23 条に定める債務等、当社に対する債務の弁済を怠ったとき、その他会員が本規約に違反したとき。
- (3) 会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたるとき。
- (4) 会員によるカードの利用状況が適当でないと両社が判断したとき。
- (5) 当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。
- (6) 会員、法人会員の役職者等 (法人会員の役員、顧問、もしくは従業員または法人会員を実質的に支配しもしくは法人会員の経営に影響力行使できる者をいう。以下同じ。) が反社会的勢力に該当することが判明したとき。
- (7) 会員または法人会員の役職員等が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて三社の信用を毀損し、または三社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。
- (8) 会員または法人会員の役職員等が自らまたは第三者を利用して、当社、当行、JCB または三社の委託先の役員または従業員 (以下、総称して「役職員」という。) に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。
  - ① 暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求
  - ② 長時間にわたる時間的拘束 (電話によるものを含む。)、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求
  - ③ 上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為
  - ④ 法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求
  - ⑤ 上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為
- (9) カード使用者が死亡したことを両社が知ったとき、または連絡責任者もしくはカード使用者の親族等

からカード使用者が死亡した旨の連絡が両社にあったとき。

- (10)会員が第 12 条の 2 に違反したと当社が合理的に判断したとき、または会員が第 9 条第 1 項第 2 文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第 11 条第 2 項に基づく三社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。
  - (11)会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。
  - (12)法人会員の預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められ、預金口座における取引を停止しまたは法人会員に通知することにより預金口座が強制解約されたとき。
  - (13)個人事業主会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、本会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日から、当社所定の期間が経過したとき。
  - (14)会員のカード利用が 2 年間なかったとき。
  - (15)会員が預金口座を解約したとき。
5. 支払責任者が前項(2)に該当する場合において、支払責任者が当行に対して普通預金債権、定期預金債権、特約定期預金債権、外貨預金債権その他の債権を有する場合には、当行は、これらの預金等を解約することができるものとし、当行は、当該預金等の返還債務と、デビットカード利用にかかる支払責任者の当行に対する未払債務とを相殺することができるものとします。
  6. カード使用者は、法人会員が、三社所定の方法によりカード使用者によるカードの使用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。
  7. 当社は、すべてのカード使用者が退会、または会員資格を喪失した場合に、法人会員の会員資格を喪失させることができるものとします。
  8. 第 4 項または第 6 項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当社は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。
  9. 第 4 項または第 6 項に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。

### 第 30 条 (カードの紛失、盗難による責任の区分)

1. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカードまたはカード番号等を使用された場合 (モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含む。)、それらのカード利用代金は支払責任者の負担とします。
2. 前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合 (紛失または盗難による場合をいう。)、会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに (ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、当社または JCB に二社所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社または JCB の請求により二社所定の紛失・盗難届を当社または JCB に提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカードについて、当社または JCB が通知を受けた日の 60 日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。  
当社が支払責任者のカード利用代金を免除する場合、当社は免除の対象となるカード利用にかかる受領済金額を法人会員の預金口座に返金しますが、その返金時期は、加盟店等から当社に対して売上確定情報が

到達した以降となります。

3. 会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員または法人会員の役職員等と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき支払責任者がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
4. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、支払責任者は第1項に基づいて、カード利用代金を当社に支払うものとします。
  - (1)会員が第2条に違反したとき。
  - (2)法人会員の役職員等、カード使用者の家族もしくは親族（同居の有無を問わない。）、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者（以下「会員関係者」という。）がカードまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。
  - (3)会員（法人等にあっては、その理事、取締役または法人等の業務を執行するその他の機関）が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき。
  - (4)会員が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCB等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。
  - (5)第2項に定める通知、警察署への届け出もしくは二社所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。
  - (6)会員が第3項に違反したとき。
  - (7)カードまたはカード番号等の使用の際、登録された暗証番号またはその他の会員の認証情報（各種のパスワード等をいう。以下同じ。）が使用されたとき（ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。
  - (8)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じたとき。
  - (9)その他本規約に違反している状況において紛失または盗難が生じたとき。
5. 偽造カード（第2条第2項および第3項に基づき当社が発行し当社が会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。）の使用に係るカード利用代金については、支払責任者の負担となりません。
6. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、支払責任者の負担とします。
7. 会員がカードの紛失・盗難、偽造・変造により他人にカードまたはカード情報を使用された場合、またはそのおそれがある場合、その他事由の如何にかかわらず、二社が必要な調査を実施するにあたり、会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、会員はこれに協力するものとします。

### 第 30 条の 2 (カード番号等の不正利用)

1. カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等（以下「紛失・盗難等」という。）されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）、それらのカード利用代金は支払責任者の負担とします。
2. 前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知するが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社または JCB に二社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当社または JCB の請求により二社所定の紛失・盗難等届を当社または JCB に提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるもののうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、上限 500 万円としてカード利用代金を免除します。  
当社が支払責任者のカード利用代金を免除する場合、当社は免除の対象となるカード利用にかかる受領済金額を法人会員の預金口座に返金しますが、その返金時期は、加盟店等から当社に対して売上確定情報が到達した以降となります。
3. 他人が会員のカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、当該カード利用について、第 26 条（明細）第 2 項に基づき当社がデビット取引に関する E メールでの通知を法人会員が登録した E メールアドレス宛に送信した日（但し、法人会員が受信可能な E メールアドレスを当社に届け出ていない場合または第 26 条（明細）第 3 項に違反している場合には、デビット取引があった日）から 60 日以内に、会員が前項に基づき当社または JCB に対して通知をした場合に、当該カード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。
4. 会員は、カード番号等を詐取もしくは盗難した他人、またはカード番号等を使用した他人が会員または法人会員の役職員等と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき支払責任者がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
5. 第 2 項および第 3 項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、支払責任者は第 1 項に基づいて、カード利用代金を当社に支払うものとします。
  - (1) 会員が第 2 条に違反したとき。
  - (2) 会員関係者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。
  - (3) 会員（法人等にあっては、その理事、取締役または法人等の業務を執行するその他の機関）が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を詐取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失・盗難等が生じたとき。
  - (4) 会員が当社もしくは JCB の請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくは JCB 等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。
  - (5) 第 2 項に定める通知もしくは二社所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査

に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。

- (6) 会員が第4項に違反したとき。
  - (7) カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき（ただし、認証情報の管理につき会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。
  - (8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき
  - (9) その他本規約に違反している状況において紛失・盗難等が生じたとき。
6. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。
7. 両社は、前条および本条に定めるカード利用代金の支払責任者による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。両社が当該変更を行う場合には、原則として3ヵ月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えるないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対して事前に通知のうえ当該変更を行うことができます。

### 第31条（免責）

1. 両社の責めに帰すべき事由により、法人会員の預金口座から誤って引落しを行い、あるいは、二重に引落しを行った場合等であっても、両社は、誤って引き落とした金額相当額を預金口座に返金すれば足りるものとし、三社は、事由の如何にかかわらず、当該返金額相当額を超えて何らの損害賠償の責めも負わないものとします。
2. 前項のほか、三社が、本規約に定めるサービスの提供に関し、会員が被った損害について責任を負う場合であっても、三社の責任は、通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については一切責任を負わないものとします。
3. 前二項の規定は、三社が故意または重大な過失に基づき債務不履行を起こした場合には、適用されません。

### 第32条（費用の負担）

支払責任者は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

### 第33条（合意管轄裁判所）

会員は、会員と両社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず法人会員の所在地またはカード使用者の住所地、両社（会員と両社との間の訴訟の場合）もしくはJCB（会員とJCBとの間の訴訟の場合）の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

### 第34条（準拠法）

会員と三社との本規約およびその他の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

### 第35条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

会員は、国外でカードを利用する際では、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。

### 第 36 条 (会員規約およびその改定)

本規約は、会員と三社との一切の契約関係に適用されます。三社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、三社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

2025 年 2 月 28 日現在

※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。